

# 瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和8年2月24日(火) 午後2時から午後3時  
2 開催場所 瀬戸市役所大会議室  
3 出席委員

## 農業委員

- 1番 伊藤 憲昭  
2番 井上 俊英  
3番 小澤 早由里  
4番 加藤 卓夫  
5番 作石 正太郎  
6番 高島 八十三  
7番 武田 晴光  
8番 長江 和春 欠  
9番 中村 征実 欠  
10番 藤井 義廣  
11番 矢野 洋三  
12番 横道 厚子

## 農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成  
2番 江尻 雅之  
3番 大澤 憲男  
4番 加藤 晴次  
5番 藤田 茂夫  
6番 前田 晴美  
7番 松原 清  
8番 山田 泰司

(出席 18 欠席 2)

## 4 議事日程

### 議題

- |       |                      |     |
|-------|----------------------|-----|
| 第4号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第5号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第6号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第7号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第8号議案 | 農用地利用集積等促進計画の変更について  | 3 件 |
| 第9号議案 | 非農地判断について            | 1 件 |

### 報告事項

- |       |                                  |     |
|-------|----------------------------------|-----|
| 報告第4号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について    | 7 件 |
| 報告第5号 | 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に係る事業計画書について | 1 件 |

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会2月定例会を開会いたします。  
本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。  
なお、農業委員の8番 長江 和春（ながえ かずはる）委員、  
農業委員の9番 中村 征実（なかむら まさみ）委員、  
より欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

10番 藤井 義廣（ふじい よしひろ）

11番 矢野 洋三（やの ようぞう）

委員を指名いたします。

（第4号議案）

議長

これより議事に入ります。それでは、「第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「畑」の1筆で、面積は625㎡です。実際の利用状況は畑となっており、今後も畑として利用予定です。

当該農地は、高齢で管理に苦慮していた渡人と、規模拡大を希望していた受人とで話がまとまり、本申請に至りました。受人は、瀬戸市内において合計約364㎡の農地を耕作しており、通作条件等も問題ありません。担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第4号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第4号議案について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第4号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第5号議案)

議長 続きまして、「第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が「田・畑」、現況地目が「雑種地」の筆が計13筆あり、合計面積は6377.13㎡です。転用目的は、太陽光発電施設用地です。

立地基準は、他の第3種・第2種農地に該当せず、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地のため、第2種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北側が県道、南側が余床川に面しており、東側は

用悪水路となっております。

近隣農地への防除については、太陽光パネルの周囲にフェンスを設置するため、近隣農地への支障はありません。

排水は、雨水のみであり、敷地の南側に排水路を設置し、集水桝に集め余床川へ放流します。土地利用計画図にある通り、元々申請地の中央に水路が通っており、水路を含む一体利用地として転用を行うため、中央の水路を東側から南側に掛けて迂回する形で付け替える計画となっております、維持管理課にも了承済みと確認をしています。

以上の点から、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第5号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第5号議案について、ご質疑はございませんか。

藤井委員 水路の面積が結構あると思いますが、代替えで市がどの土地をもらっているのか分かりますか。市が売却する意思はあるのでしょうか。

事務局 維持管理課で確認を取った段階では、水路の付け替えまでは確定している状態です。代替えでどれだけ土地をもらうのか、売却するのか等はまだ協議中であるとのことでした。

議長 推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第5号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第6号議案)

議長 続きまして、「第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「休耕畑」の1筆で、面積は459㎡です。申請地の40m程の距離に既存の資材置場があり、本申請の転用目的は追加の資材置場兼駐車場です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北側が用悪水路となっておりますが、実際には神社の敷地があり、南側が用悪水路、西側が道路に面しており、東側は宅地となっております。

排水は、CBを2段積みしたうえで、敷地内を砕石敷きし、雨水を自然浸透させます。オーバーフローした分は西側道路側溝へ排水します。

以上の点から、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第6号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第6号議案について、ご質疑はございますか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

加藤委員 賃貸契約は何年契約でしょうか。

事務局 10年間だと伺っております。

議長 それでは質疑を終結し、採決を行います。第6号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第7号議案)

議長 続きまして、「第7号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が「田・畑」、現況地目が「田・畑」の筆が計5筆あり、合計面積は1,464㎡です。実際の利用状況は、耕作されていない畑や竹林となります。転用目的は駐車場です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北側が山林、それ以外が宅地に囲まれた土地です。

排水は、敷地内を砕石敷きし、雨水を自然浸透させます。オーバーフローした分は申請地中央にある道路の既存側溝と、道路を挟んだ南側駐車場については、さらに南の土地が同法人のグループ会社であるため、その土地を通じてさらに南側の道路側溝へと排水します。

以上の点から、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第7号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第7号議案について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 私から一つ質問ですが、車の進入路は西側に伸びる赤道でしょうか。とても狭い道なのですが、車が通行できるでしょうか。

事務局 デイサービスで送迎に使うミニバンは通ることができると確認しています。

議長 それでは質疑を終結し、採決を行います。第7号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第8号議案)

議長 続きまして、「第8号議案 農用地利用集積等促進計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農地の利用権を設定するため、貸手<sup>かして</sup>及び借手<sup>かりて</sup>の双方から農用地利

用集積等促進計画が提出されました。まず、番号1は、地域計画の区域外であることから、本農業委員会から愛知県農業振興基金へ農用地利用集積等促進計画を定めるべきとして要請するものです。なお、瀬戸市からは当該計画について「意見なし」と聞いております。

番号1の農地は、営農箇所<sup>かりて</sup>の拡大の利用権設定です。借手は他の場所で既に利用権を設定しており、利用権設定することに支障はありません。

次に、番号2以降は、地域計画の区域内であることから、本農業委員会の意見を求められているものです。なお、地域計画の変更については事務局で確認します。

番号2の農地は、営農箇所<sup>かりて</sup>の拡大の利用権設定です。借手は他の場所で既に利用権を設定しており、利用権設定することに支障はありません。

番号3の農地は、新規の利用権設定です。借手は農業委員<sup>かりて</sup>の面談により営農に問題なしと判断しており、利用権設定することに支障はありません。

なお、3件すべて、愛知県農業振興基金を通じて貸付けるもので、面積等は記載のとおりです。

また、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積等促進計画につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第8号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第8号議案について、ご質疑はございませんか。

藤井委員 申請の2番目の方は契約が1年だけですが、特別な理由があるのでしょうか。

事務局 以前に合意解約があった方で、合意解約する前の残り契約期間があと一年だったため、前契約者の契約期間を踏襲して1年としています。

藤井委員 最近この借主は他の農地も多く借りられているが、ちゃんと全ての農地を管理できていますか。

議長 認定農業者であり、事業計画も提出いただいている方であるため、特に問題はない方と認識をしております。

武田委員 他の地区で耕作する姿を見る限りしっかりとやられている方だと思います。

議長 推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 それでは質疑を終結し、採決を行います。第8号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第9号議案)

議長 続きまして、「第9号議案 非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、夏の農地パトロールの結果、非農地「B」と判断した農地を農地台帳から除外するものです。イメージとしては、申請によるものではなく、農業委員会が自主的に行うものと解釈していただければ結構です。農業委員

会が行うことは非農地判断と農地台帳からの当該農地の除外であり、それに伴う登記地目の変更は土地所有者本人に行っていただきます。参考に他市のホームページを印刷してお配りしていますのでご覧ください。非農地判断による土地所有者への影響は、そこに記載があるとおりですので、改めてご確認をお願いします。

夏の農地パトロールの後、事務局から該当農地の土地所有者等へ事前確認の通知を送付しています。お手元の「非農地判断について（通知）」をご覧ください。この通知に対して、ご連絡がないものも含めて、異議がない方に今後「非農地通知書」を送付する予定です。

横向きの一覧表をご覧ください。今回は「山林化」に着目し、現況の課税地目がすでに「山林」となっている下半田川町の農地を対象としました。担当地区の委員とそのペアの方に現場を確認いただき、事務局職員も同行して確認をしています。次年度以降も現況課税地目が「山林」になっている農地は地区を絞りながら少しずつ非農地判断をすすめていく予定です。

非農地判断の運用としては、農業委員等が3名以上で確認することとなっておりますので、この後現地の写真を全員で確認して、最終的な非農地の判断をしていきたいと思えます。

それではお配りした資料をご覧ください。

（現場の筆や現況写真等を見せて説明）

第9号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第9号議案について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。  
第9号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長

続きまして報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第4号、農地法第5条第1項第6号の届出については7件ありました。  
面積等は記載のとおりです。

報告第5号 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に係る事業計画書については1件ありました。本件は、農地法第5条第1項に規定されている農地転用の許可不要案件に該当し、農地法施行規則第53条第11号の規定により事業計画書の提出がなされたもので、面積等は記載のとおりです。

報告事項につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会2月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。